平成２９年（フ）第８４１９号
東京都八王子市上野町46―１―104
債務者　吐合由多加
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４２４号
東京都渋谷区笹塚１丁目62―９―705
債務者　中野真樹子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４２５号
埼玉県川口市東領家３丁目29―18―101　ＬＣ弐番館
債務者　岩井　宏幸
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４３２号
東京都練馬区豊玉中１丁目８―12―101
債務者　西薗明日香
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４３３号
東京都新宿区中落合２丁目18―８　愛の家中落合
債務者　熊井　幸雄（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４３６号
東京都足立区中央本町２丁目13―１―820
債務者　菊池　　望
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４３８号
東京都墨田区墨田４丁目43―３―101　墨田フラットＥ
債務者　橋本　義勝
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８６号
静岡県藤枝市大洲３丁目３番地の９
債務者　相馬　泰介
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９５号
静岡市駿河区中島540番地の１　セジュール・オキツＡ105号、旧住所静岡市駿河区中島625番地の５
債務者　森田　康世
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２６号
静岡市葵区秋山町13番17号
債務者　松村　広美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３４６号
東京都足立区西新井２丁目11―14―202、前住所東京都足立区西新井５丁目16―14―703
債務者　荒毛　将輝
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７９号
東京都八王子市台町２丁目23番地10号ヤマネハイム301号
債務者　野宮　淳司
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２２号
東京都福生市本町136番地２ＭＣ福生ビル408号室
債務者　高橋美香こと　ワンユウシン　王　佑興
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１８２号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅４―102
債務者　森　美智代（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４０４号
静岡市清水区入江南町14番23号　プラザ・ドゥ・アクティブ106号
債務者　湯浅喜世江
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部